

東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の指定管理者募集要項（現行）の概要

1 指定管理者が行う業務

(1) 指定管理者が行う業務の内容

- ア 施設設備の維持管理に関する業務
- イ 施設の利用許可、行為許可、占用許可、施設利用料の徴収等に関する業務
- ウ 集客促進に関する業務
- エ 東郷湖羽合臨海公園パークビジョンを踏まえた管理運営業務
- オ 燕趙園の入園料無料化による影響を把握するための実証実験に関する業務
- カ その他施設の管理運営に必要な業務

※清掃業務について、民間の創意工夫による効率化を目的として、性能発注を行うこととした。

(2) 管理の基準（基本的事項）

- ア 有料公園施設の利用時間、休園日、利用料金等は、あらかじめ知事の承認を得て決定する。
なお、利用料金は現行の金額を標準とする。
- イ 施設の利用の許可・制限は、鳥取県都市公園条例に基づいて行う。

(3) その他、管理上の条件等

- ア 園長相当職を1名配置すること。
- イ 受付業務として、常時、燕趙門受付に1名以上、管理事務所に2名以上常時職員を配置すること。

2 利用料金等の取り扱い

- ・施設利用料や利用者へのサービス提供に伴う収入は、指定管理者の収入とする。
- ・物品販売等の行為の許可や仮設工作物に係る定型的な占用の権限を指定管理者に委任し、行為や占用に係る料金は、指定管理者の収入とする。

3 指定管理料

県は、指定期間中の管理運営に必要な経費として、総額548,255,000円（うち消費税及び地方消費税の額49,841,363円）を上限として、指定管理料を支払う。

なお、急激な物価上昇に対応するため、募集時の指定管理料には燃料・光熱費を含めず、物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。

4 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日〔5年間〕

5 応募資格

鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとする法人等であること。

6 選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等で構成する審査委員会を開催し、面接審査等により指定管理候補者を選定。

(2) 審査委員会委員

学識経験者、税理士、施設に関する有識者(2名)、県職員〔計5名〕

(3) 選定基準

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	・ 管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針	なし 必須 * 平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・ 管理の基準 - 有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 - 個人情報保護、情報公開への対応 ・ 施設設備の管理及び衛生管理の水準 - 公園管理への多様な主体の参画を促進する取組 - 施設の有効活用、地区別の管理運営の方針 - 施設設備の維持管理業務の内容 - 外部委託の考え方や県内業者への発注方針 - 環境に配慮した施設運営の取組 など ・ 東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに沿った事業の内容 - ウォーキングやサイクリング推進への取組 - 中国庭園や周辺広場を活用した観光振興 - 四季を通じた見所の創出 ・ 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 - 目標とする入園者数 - サービスの向上策、集客促進 ・ 利用者等の要望の把握と対応 ・ 事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 - 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 - 緊急時の体制及び対応	60点
管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	・ 収支計画及び見積内容の妥当性 ・ 県の指定管理料の多寡 ・ 燕趙園入園料無料化試行計画の妥当性	18点
管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	・ 法人等の財政基盤及び経営基盤 ・ 法人等の組織及び職員の配置等 - 管理運営の組織及び職員の職種等 - 日常の職員配置 - 人材の育成の方針 ・ 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ・ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ・ 法人等の社会的責任の遂行状況 - 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、I S O ・ T E A S の認証、あいサポート企業に認定等 ・ 当該施設の管理運営状況の実績評価	22点

※指定手続条例：鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例